

平成23年度建設部都市計画課執行目標中期進捗表

番号	執行目標項目及びその内容	目標とする指標 (具体的な数値・内容)	進捗 状況	達成済の結果	年度内の達成に向けた計画
1	<p>木津地区道路整備</p> <p>J R線を利用し通学している木津高校生は、木津内田山地区内の市道76号木津内田山線、47号内田山釜ヶ谷線を利用し通学しているが、同両線は幅員が2 m程度で、登下校時には車両などとの接触事故の危険性がある。</p> <p>木津駅前東線から木津中央地区界を利用した道路を新設することで生徒の登下校時における安全と緊急車両の進入を確保することができる。</p> <p>また、新設道路を木津高校の外周道路である47号内田山釜ヶ谷線と接続し内田山釜ヶ谷線を拡幅することで中央地区内から木津高校へのアクセスが容易になる。</p>	<p>事業期間：平成23年度～平成25年度</p> <p>事業内容：平成23年度 用地測量設計 平成24年度 用地買収、一部工事 平成25年度 工事完了</p>	○	計画案について地元協議を開催した。	平成23年度に用地測量設計を実施する。

2	<p>地区計画道路整備の推進</p> <p>山城地域で都市計画決定されている地区計画には、地区施設として地区計画道路が定められている。地区計画道路は、建設課において、路線ごとに事業化し整備をする方針としているが、個々に建築行為が行われる場合、都市計画課で道路後退を指導し、事業化した時に道路整備をする旨の説明を行っている。</p> <p>しかしながら、道路整備時期が未確定・不明である実情から、道路後退部分の用地の寄付要請がある場合もあることから、現在、実施している狭あい道路整備事業と同等の制度の確立が望まれている。</p> <p>（仮称）地区計画道路整備事業を確立すると、地区計画道路を事業化した場合の経費（測量、登記、用地買収、道路整備）のうち、用地買収に要する費用が軽減できるとともに、幅員狭小な道路が拡幅されることにより安心・安全なまちづくりにつながる。</p>	<p>地区計画道路延長に対し、道路整備が完了した道路延長が進捗率となる。</p> <p>ただし、地区計画区域における建築行為に（仮称）地区計画道路整備事業を適用することになるので、目標とする指標は設定することが困難である。</p> <p>今年度は、（仮称）地区計画道路整備事業の確立を目標とし、平成 24 年度からの事業を実施する。</p>	○		<p>政策会議（平成 23 年 11 月 9 日）に素案を提案し、地区計画道路整備に関する基準を策定する。</p> <p>次年度に工事が行えるよう、上粕的場地区の新設道路について、道路用地の確保（C 道路は土地所有者の了解を得ている。D 道路は現在意向調査中。）に向けた取り組みを実施している。</p>
---	---	--	---	--	---

※進捗状況の欄は、既に達成済の場合は◎、年度内に達成する見込の場合は○、年度内に達成できない場合は△を記入すること。